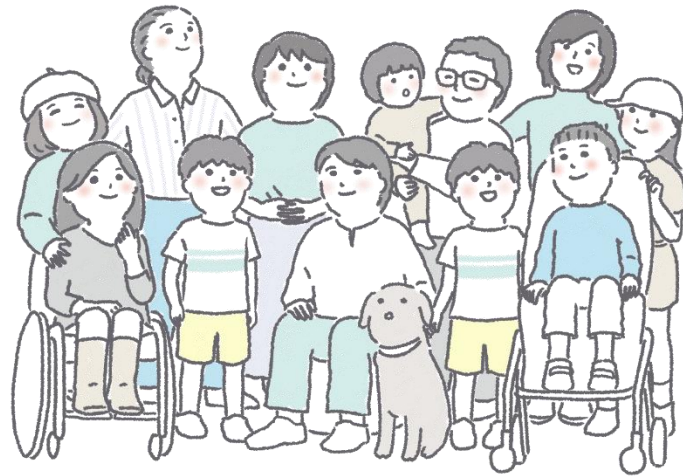


那珂市障がい者プラン《概要版》

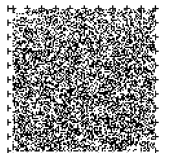
第4期障がい者計画
【令和6年度～令和11年度】

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月
那 珂 市

発行 那珂市
編集 保健福祉部社会福祉課
住所 〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5
電話 029-298-1111（代表）



計画策定の背景

国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本市では「那珂市障がい者プラン」の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、更なる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

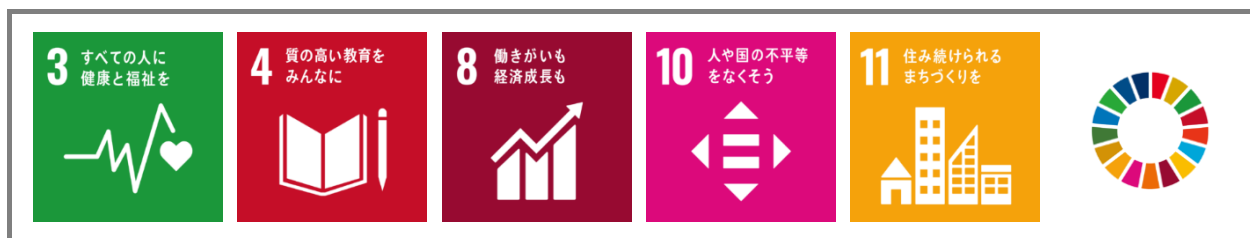
計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「那珂市障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「那珂市障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「那珂市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

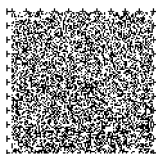
「那珂市障がい者計画」は、障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「那珂市障がい福祉計画」は、障がい者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、「那珂市障がい児福祉計画」においては、障がいのある子どもに関するサービスの見込み量などを定めた実施計画として、那珂市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、国の「障害者基本計画」、茨城県の「茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画」及び本市の上位計画である「那珂市総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定します。

◇「那珂市障がい者プラン」に関連するSDGs◇



参考資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」



※本計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

計画の期間

「第4期那珂市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、「第7期那珂市障がい福祉計画」及び「第3期那珂市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

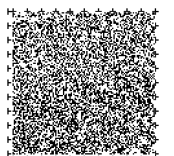
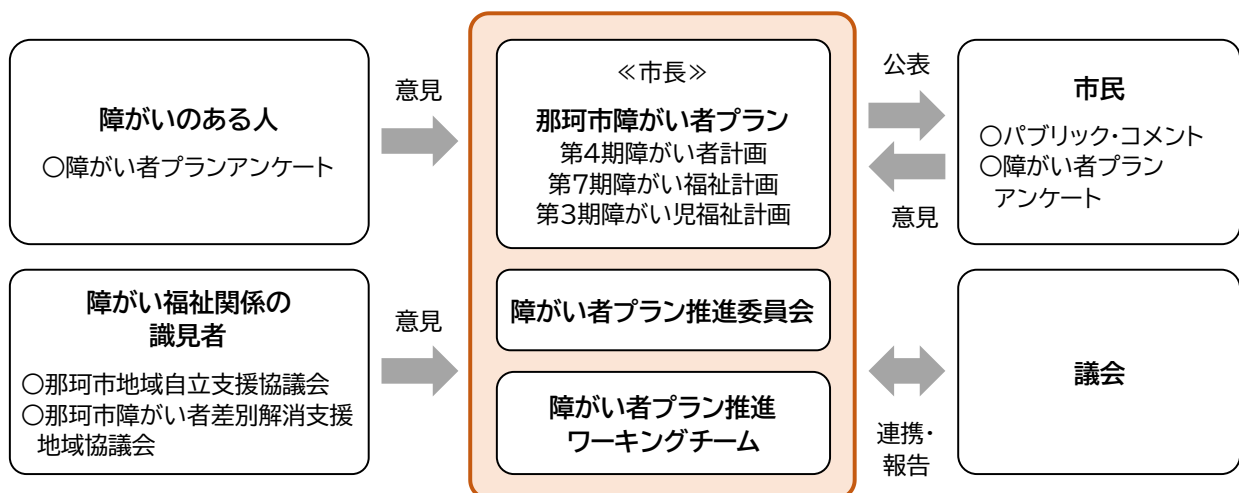
なお、社会情勢や法律、制度の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
那珂市障がい者プラン	那珂市障がい者計画		(平成30年度～)第3期			第4期					
	那珂市障がい福祉計画		第6期			第7期		第8期			
	那珂市障がい児福祉計画		第2期			第3期		第4期			
新しいばらき障害者プラン			(平成30年度～)第2期			第3期					

計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいのある人です。また、障がいのない市民や市内の事業者等についても、障がい者理解の啓発や障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

計画の策定体制



基本理念

障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という考え方を念頭におきながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するSDGsの視点を加え、「自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち」を新たな基本理念として定めます。

自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち

基本視点

基本理念を実現するために、各種施策が統一された目標に向かっていけるよう、各分野に共通する横断的な視点として、次の6つの基本視点を定め、障がい者施策を推進します。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の基本的人権を尊重し、障がいのある人の意思決定を支援します。

2 共生社会の実現に向けた施策の推進

障がいのあるにかかわらず、だれもが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

3 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、保健福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

4 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

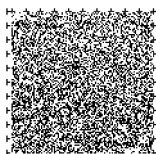
障がい者施策は、障がいの特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障がいの特性等の更なる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

5 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援

女性や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

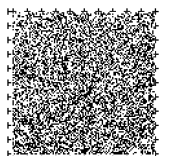
6 実効性のある施策の推進

P D C Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。



施策体系

基本理念	基本視点	基本目標／関連するSDGs	施策の方向
自分らしく ともに暮らし ともに輝く 共生のまち	1 自己決定の尊重と意思決定の支援 2 共生社会の実現に向けた施策の推進 3 総合的かつ分野横断的な支援 4 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援 5 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援 6 実効性のある施策の推進	1 保健・医療の充実	健康づくり・機能障がい予防の推進 こころの病の予防・支援対策の推進 地域リハビリテーションの充実
		2 自立した生活支援の充実	障害福祉サービスの基盤整備 在宅サービスの基盤整備
		3 教育・育成の推進	生活安定・経済的自立の支援 障がいのある子どもの育成支援 特別支援教育の推進
		4 雇用・就労の支援	雇用・就労の場の拡大 職業リハビリテーションの充実
		5 社会参加の促進	文化芸術活動・スポーツ等の振興 情報提供・意思疎通支援の充実 選挙における合理的配慮の提供
		6 住みよいまちづくり	バリアフリーの生活環境整備 防犯・防災対策の推進 地域支援体制の整備 障がいについての理解の促進



障害福祉サービス等の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

- ◇令和4年度末時点の施設入所者数は62人です。令和8年度末までの数値目標については、令和4年度末の施設入所者数62人から4人(6.0%以上)が地域生活へ移行することをめざします。
- ◇国の基本指針では、令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減することとされていますが、本市には入所待機者が15人いることから、当面の間は現状維持とします。

項目	数値
【目標値】令和8年度末までの地域生活移行者数	4人
【目標値】令和8年度末の施設入所者数	61人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

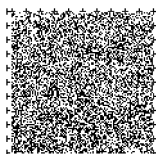
- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。
- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として、地域自立支援協議会、重層的支援会議及び日常生活圏域高齢者ネットワーク会議などにおいて、関係機関との連携を図りながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとしての活用を推進します。

3 地域生活支援の充実

- ◇地域で暮らす障がいのある人等の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題等に柔軟に対応し、切れ目のない支援を行っていくため、令和3年度に整備された地域生活支援拠点等を適切に運用していきます。さらに、地域における相談支援や社会参加、緊急時の受け入れ体制等の機能を強化していく必要があるため、今後も、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所を増やし、関係機関が連携し支援体制の構築を図っていきます。
- ◇地域生活支援拠点等の実績等を踏まえ、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
- ◇強度行動障がいを有する者の状況や支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の充実を図ることをめざします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ◇令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、12人以上となることをめざします。
- ◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上となることをめざします。
- ◇就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上となることをめざします。



項目	【実績値】令和3年度	【目標値】令和8年度
一般就労移行者数	8人	12人(1.28倍以上)
就労移行支援事業	4人	6人(1.31倍以上)
就労継続支援A型事業	3人	4人(1.29倍以上)
就労移行支援B型事業	1人	2人(1.28倍以上)
就労定着支援事業	0人	1人(1.41倍以上)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

◇児童発達支援センターについては、令和8年度末までに本市または圏域での設置をめざします。

◇令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をめざします。

項目	数値
児童発達支援センターの設置	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	4箇所
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	1回
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人

6 相談支援体制の充実・強化等

◇設置済みである基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等と市内相談支援事業所等との連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制の構築及び強化を進めます。

◇地域自立支援協議会などにおいて、個別の事例検討を通して、地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

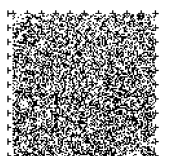
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◇県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加します。

◇地域で必要とされている障害福祉サービス等を提供するため、利用状況の把握・検証を行い、地域の支援力を高めます。

◇市内サービス事業所へ向けた各種研修会等を年1回以上実施し、サービスの質の向上に努めます。

項目	数値
障害福祉サービス等に係る各種研修会への参加	3回
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	12回
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	2回



障害福祉サービス等の見込量

◎障害児支援

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児支援	児童発達支援	人	19	19	19
		人日	285	285	285
	医療型児童発達支援	人	0	0	1
		人日	0	0	10
	放課後等デイサービス	人	139	139	139
		人日	2,224	2,224	2,224
	保育所等訪問支援	人	2	2	2
		人日	2	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
		人日	1	1	1
障害児相談支援	人	158	158	158	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	4	4	

◎障害福祉サービス

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	人	39	39	39
		時間	741	741	741
	重度訪問介護	人	5	5	5
		時間	1,905	1,905	1,905
	同行援護	人	7	7	7
		時間	140	140	140
	行動援護	人	1	1	1
		時間	20	20	20
	重度障害者等包括支援	人	1	1	1
		時間	400	400	400
日中活動系	生活介護	人	129	129	128
		人日	2,580	2,580	2,560
	自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
		人日	10	10	10
	自立訓練（生活訓練）	人	7	7	7
		人日	175	175	175
	就労選択支援【新設】	人		207	206
	就労移行支援	人	22	22	22
		人日	374	374	374
	就労継続支援（A型）	人	38	38	38
		人日	760	760	760
	就労継続支援（B型）	人	146	146	145
		人日	2,774	2,774	2,755
	就労定着支援	人	1	1	1
	療養介護	人	8	8	8
	短期入所（福祉型）	人	19	19	19
		人日	133	133	133
	短期入所（医療型）	人	1	1	1
		人日	5	5	5
居住系	自立生活援助	人	1	1	1
	共同生活援助	人	126	125	125
	施設入所支援	人	62	61	61
相談支援	計画相談支援	人	438	436	435
	指定特定相談支援事業所	箇所	11	11	11
	地域移行支援事業所	箇所	1	1	1
	地域定着支援事業所	箇所	1	1	1

◎地域生活支援事業

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	相談支援事業所	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有
	成年後見制度申立てに対する支援	人	2	3	3
	成年後見制度申立てに要する費用に対する支援	人	2	3	3
	成年後見人等の業務報酬等費用に対する支援	人	5	10	10
	中核機関の設置	箇所	2	2	2
	手話通訳者・要約筆記者派遣	人	10	10	10
	手話奉仕員養成講座参加者	人	21	20	20
	手話奉仕員新規登録者	人	15		15
	介護・訓練支援用具	件	3	3	3
	自立生活支援用具	件	6	6	6
	在宅療養等支援用具	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25
	排泄管理支援用具	件	1,319	1,314	1,309
	住宅改修費	件	4	4	4
		人	29	29	29
	移動支援	時間	1,827	1,827	1,827
箇所		1	1	1	
地域活動支援センター（市内）	人	16	16	16	
	箇所	2	2	2	
地域活動支援センター（市外）	人	59	59	58	
	箇所	2	2	2	
訪問入浴サービス	人	2	2	2	
	人日	194	194	194	
任意事業	自動車運転免許取得費・改造費助成	件	2	2	2
		人	166	166	165
	日中一時支援	日	10,458	10,458	10,395
		人	60	60	60

※人日＝「利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」
 ※人数は実利用者数、時間は延べ利用時間、日数は延べ利用日数
 ※手話奉仕員の登録者については2年間で1クールのため、各年毎に人数を計上した。

